本荘市	〃
大曲市	〃
湯沢市	一以上
男鹿市	〃
その他	○・二五以上
青森県	
青森市	二以上
弘前市	〃
八戸市	〃
黒石市	一以上
五所川原市	〃
十和田市	〃
その他	○・二五以上
北海道	
札幌市（豊平一条から同十条を除く。）	五以上
札幌市（豊平一条から同十条）	二以上
函館市	〃
小樽市	〃
旭川市	〃
室蘭市	五以上
釧路市	二以上
帯広市	〃
北見市	〃
岩見沢市	〃
夕張市	〃
網走市	〃
留萌市	〃
苫小牧市	〃
稚内市	〃
江別市	〃
滝川市	〃
美唄市	〃
歌志内市	〃
芦別市	〃
三笠市	〃
赤平市	〃
砂川市	〃
根室市	〃
紋別市	〃
士別市	〃
名寄市	〃
中標津町	〃
今金町	〃
瀬棚町	〃
江差町	〃
その他	○・二五以上

（注）市区町村の区域は、昭和三十九年一月八日現在（ただし、沖縄県にあっては昭和四十七年五月十五日現在）による。

二　七、〇〇〇ボルトを超える電気を通ずる電線路を空中線として使用する基幹放送局

地域	電界強度（ミリボルト／メートル）
東京電力株式会社中東京幹線の直下	三〇以上
東京電力株式会社中東京幹線に対し地表面上における直角の方向	当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。
電源開発株式会社佐久間東幹線の直下	三〇以上
電源開発株式会社佐久間東幹線に対し地表面上における直角の方向	当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。
電源開発株式会社佐久間西幹線の直下	三〇以上
電源開発株式会社佐久間西幹線に対し地表面上における直角の方向	当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。
関西電力株式会社新北陸幹線の直下	二〇以上
関西電力株式会社新北陸幹線に対し地表面上における直角の方向	当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。
関西電力株式会社姫路線の直下	三〇以上
関西電力株式会社姫路線に対し地表面上における直角の方向	当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。

○総務省告示第二百八十五号

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第二条第十五号(2)（一）の規定に基づき、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、昭和四十三年郵政省告示第五百三十五号（放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行う放送局の地上波電界強度の値の件）及び昭和六十三年郵政省告示第三百四十四号（超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の地上波電界強度の値を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

地域	電界強度（単位　ミリボルト毎メートル）
東京都	
東京都二十三区	五
武蔵野市	二
三鷹市	〃
八王子市	〃
調布市	〃
府中市	〃
立川市	〃
昭島市	一
青梅市	〃
町田市	〃
小金井市	〃
小平市	〃
日野市	〃
東村山市	〃
国分寺市	〃
国立市	〃
田無市	〃
保谷市	〃
その他	○・二五